

印鑑登録カードの交換はお済みですか？

平成24年4月1日から、印鑑登録システムの更新に伴い、旧町（社町・滝野町・東条町）の印鑑登録カードでの証明書発行ができなくなります。

必要書類等

旧町の印鑑登録カード登録されている実印
来庁者の本人確認書類
（運転免許証・保険証等）
代理の方でも交換手続きができません。（必要書類は同じです）

旧町の印鑑登録カードまたは実印を紛失されている場合
加東市のカードに交換はできません。再登録申請が必要となります。その場合は、ご本人が運転免許証・パスポート等官公署発行の写真付の身分証明と実印をご持参のうえ、登録手続きを行ってください。

平日に来庁できない方のために、次の休日に交換手続きを行います。

交換方法

場所 各庁舎窓口センター
時間 8時30分～17時15分
（火曜日は社窓口センターのみ
19時15分まで受付できます）

日時 3月11日（日）、18日（日）
8時30分～17時15分
場所 社窓口センター

印鑑登録カード交換業務のみで、他の業務は行いません。（印鑑登録は不可）

問い合わせ

市民安全部市民課（社庁舎）
☎43・0390

3月末までに交換をお願いします。



これらのカードは、交換が必要です。



▶ 旧社町

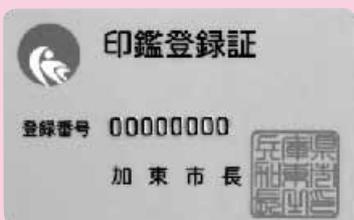


▶ 旧滝野町



▶ 旧東条町

このカードは、交換する必要はありません。



▶ 加東市

消費生活相談窓口からのお知らせ

配置薬のトラブルにご注意を

加東市消費生活相談員 池野美弥子

突然家に訪問してきた薬の販売員に、配置薬を勧められ、断っているにもかかわらず、強引に薬箱を置いていくといったトラブルが発生しています。

「トラブル防止のためのアドバイス」

「薬を飲まないから」「使用期限が過ぎたから」という勝手な判断で、薬を処分するのはやめましょう。

玄関のドアを開けずに対応しましょう。

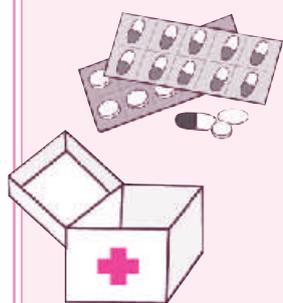
必要なければ、きつぱりと断りましょう。

意に反して預かってしまった場合、クーリング・オフができます。ただし、使った分の薬の代金は、支払わないといけません。

困ったときは、すぐに消費生活相談窓口（滝野庁舎）に相談してください。

問い合わせ

加東市消費生活相談窓口
（滝野庁舎生活課内）
☎48・3528



配置薬（置き薬）とは・・・販売員から薬を預かり、次回来訪時に、使った分だけの代金を支払うという仕組みです。